熊谷市における低炭素建築物新築等計画認定に係る基本的な方針告示第１１８号４．（２）③「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱い及び誘導すべき基準告示第１１９号Ⅱ第２に規定する所管行政庁が認めるものについて

平成２５年４月１２日
令和３年５月２４日改正

１　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）（以下、「法」という。）第５４条第１項第２号に係る基本方針告示第１１８号４．（２）③「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱いについて次のとおり定めます。

⑴　次の各号に定める制限のうち、制限等の内容に適合しない場合は、認定をしません。

ア　生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条に規定する生産緑地地区

イ　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６９条の規定による条例に基づき認可された建築協定（緑地、緑化に関する部分のみ。）

㋐　熊谷上之建築協定第６条第７項（図面に内容が表示されていること。）

㋑　妻沼東工業地域建築協定第７条（図面に内容が表示されていること。）

ウ　埼玉県の定める、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第２６条第１項、第２６条の２の緑化計画届出書が提出されていること（届出書が提出されたことが確認できる図書等が添付されていること。）。

※緑地保全地域（都市緑地法第５条第１項）、特別緑地保全地区（都市緑地法第 12 条第１項）、緑化地域（都市緑地法第 34 条第１項）及び緑地協定を締結した区域（都市緑地法第 45 条第１項、第 54 条）は熊谷市には区域がありません。

⑵　次の区域は、認定を行いません。

ア　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１１条第１項第２号に規定する都市施設である緑地

㋐　玉井緑地

㋑　雀宮緑地

２　法第５４条第１項第１号に係る誘導すべき基準告示第１１９号Ⅱ第２に規定する所管行政庁が認めるものについて、熊谷市では定めておりません。